## 檢察廳人事管見

加藤淳平

我が感じたるところを一言せむ。 檢察庁黑川東京高檢檢事長の人事を巡り、政治的に些かの混乱あり。 今ややや舊聞に属せりと雖も、

黑川氏が後任とて、 日本獨特の溫情人事なりしか。 黑川氏を、 同期中の順位は、夙に一番林氏、二番黑川氏にて確定し居りたるが如し。 京高檢檢事長、 定年まで東京地檢檢事長に任命し、 更にその次が名古屋等の高檢檢事長なるらし。 檢察廳が通常の人事案件なりしに非ずや。檢察廳の最高職は檢事總長にして、 東京高檢檢事長に任命せられ、 かくてこそ此度の迷走出來したりけめと囘想せらる。 林氏を名古屋地檢檢事長とせるは、 今般檢事總長に就任せる林氏同期の檢事任官にして 問題となりたる黑川氏と、 されど檢察廳の、 暫定的人事にして、 解職せるその 定年間際の 次が東

使ひ來れりと傳ふ。 報いんとの意図に出でたりとぞ察せらるる 關係を結ぶに得手なれば、 黑川氏は、 檢事には珍しく、 定年に達せんとして、 檢察廳は、 附合ひよき外向的性格の人にて、 長く同氏を、 要職に補任せられたるも、 實質上、 檢察廳政治部長なるが如くに 政治家 かかる渉外の功大なれば、 新聞記者と容易に親密なる 扱ひ、 便利に これに

地檢檢事長林氏の、 覺悟ありき。 黑川氏の人柄の餘の檢事と異なるを喜び、 の引退と、 やがて黒川氏定年來りて、 黑川氏自身、 菅官房長官以下總理官邸關係者との、よき人閒關係を維持せんがために精勤し、官邸關係者亦、 それに伴ふ人事に過ぎざれば、 同氏は政治家・新聞記者らとの、長年の附合ひに馴れたる人なれば、特に檢察廳にとり重 固より東京高檢檢事長たるを、 東京地檢檢事長への移動の人事案の決裁を、 檢察廳は何疑ふことなく、 斯くて雙方間に、極めて良好なる關係、 檢察廳としては、官邸より、 自らが最後の職と心得、 黑川氏の辭職と、未だ定年に達せざる名古屋 官邸に求む。 異議を提起せられむとは、 盡心竭力以て公に報ぜんとの さは定年に達せる檢察官 成立せりと思はる。

菅官房長官、 黑川氏引退とそが關聯人事に、 されど異議提起せらる。 今の官邸に數人居る政治家に、 官邸に、 安倍總理に於てをや。 曾ての河野一郎或いは田中角榮の如き、 異議を提起せる、 自ら容喙するは、 斯く非常識にして強引なる、 何人なりやは、 あり得ざることならず。 非常識にして強引なる政治家あらば、 諸情報錯綜し 一人として、 されど官邸關係者の誰も知る て、 無きに非ずや。 正確なる事實を確 政治家の、 況んや

だにせざりけむ。

得むと考へ、 を說得したらむ の短時日にして、檢察の要職を去るを嫌へりと。警察と檢察には、特別にして微妙なる關係あれば、 或る推測記事に曰く、 そのため國家公務員法の規定の解釋變更により、 黑川氏の如き附合ひ易き人物の、 官邸に何人かある警察出身者がうちの一人、 檢察が首腦に任命せらるれば、 黑川氏の定年を延長すべく、 黑川氏と親しくなりて、 兩者が關係、 菅官房長官 圓滑なるを 黑川氏

氏の件 この 推測記事の信憑性如何を我知らず。 法的根據を與 の定年延長を法制化し 菅氏の専管事項なりと意識せらるれば、 へたり。 さはもともと菅官房長官が意向なり て、 同氏の檢事總長任官に道を開き、 されど官邸はその後、 記者の取材を受けたる安倍總理、 黑川氏を檢事總長に任ずべ しや否や、 併せて後附けなれども、 分明ならざるも、 「菅さんが良し 同氏の定 新た

と言ふなれば」と述懐せりとぞ。

せられるること無けれど、 知悉すれば、 る行動を取りたる、 るのみか、現下のコロナ禍により、 麻雀に興じたるを報道す。 黑川氏 の斯く世の注視を浴ぶるに、 情況に鑑みて直ちに辭表を提出し、 世の指彈を受くるを免れず。 檢察最高職務の候補の一人の、 賭け麻雀固より違法なれど、 總理自身、國民が外出自肅を呼び掛くる情況下に、 『週刊文春』、 黑川氏、 問題は解消せり。 同氏の、 賭けたる金額はいと少額なれば、 本來自らが檢事總長の職に就くは異例なるを 少額なりと雖も、 昵懇の仲なる新聞記者が自宅にて、 賭博罪に抵觸する行爲をせ 外出自肅に反す 通常は問題視 賭け

問題出來と混亂の經緯より、 今後のための指針を探らば、 次の如くならむ。

- 政治の恣意的容喙の好ましからざること 檢察廳を含め、 財務省・經濟產業省・警察廳等の政府一流官廳の 人事、 概ね公正になさるれば
- らるべきこと 數且つ多方面に亙る關係者が利害を調整し、 人事に限らず、 下意上達・稟議制度・ 書類同覽による決裁等、 決定事項の實行を圓滑化する利點あれば、 日本に確立せる意志決定制度、 基本的に尊重せ
- 正措置の必須なるを、 なる關係者が意思まで顧慮し、最終的意志決定に長時間を要する憾みあれば、 但し二には、 日本社會に 凡ての關係者の意識すべきこと 和 の意識強く、 また權限規定の曖昧なること多きが故に、 權限規定の 明確 化等、 必要以上
- 整の必然なるを、 るる專斷的意志決定ありて、 歐米等海外に於ては、 多數の者の辨ふること 日本の意志決定とは、 上級者の判斷を行ふが原則にして、 頻繁に齟齬を生ずれば、 時に日本人よりせば、 斯かる齟齬及びその間 恣意的と感ぜら の調

官の名が下 隨の不當なるを理解せしむること 發揮するこそ、 五 今般の總理官邸が行動、 に、 專斷的行動を採りたるに由りて、 政治のあるべき姿なれとの、 政治家・官僚の間に、 歐米追隨的固定觀念ありて、 特に官邸關係者に、 歐米の政治に倣ひ、 日本に於ては、 總理の 官邸關係者ら、 リ ーダ 淺はかなる歐米追 ーシップ」 總理·官房長

歪曲せられたる學問により、 を尋ぬるに、 本と日本政府を容赦なく攻撃するこそ、 大學教育を受けたる日本人に、 日本の教育者・大學人・報道人に、 敗戦後の日本占領米軍の占領政策、 歐米至上視と日本の傳統文化劣等視を植ゑつけ、 歐米追隨的思考強きは、 「言論の自由」 今に残るそが影響を除去するに、 偏向教育により、 なれと信じ込ましめたる、 世の 人誰も知るところな 日本人が國 全力を盡すべきこと 新聞等の報道人には、 の意識と愛國心を奪ひ、 日本 れば、 人洗腦工作に到 そが  $\exists$ 源

(令和二年七月二十四日受附)